羽曳野市財政健全化計画

平成22年3月

<u>目 次</u>

1		財	†政健全化計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・1
2		財	対政の現状
(1)	これまでの財政健全化の取組・・・・・・・・・・・・2
(2)	財政の現状・・・・・・・・・・・・・・・・5
(3)	中期財政収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・11
3		• • •	 T D D D D D D D D D D
(1)	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
•		-	財政健全化の取組項目・・・・・・・・・・・・・・・21
(3)	取組後の中期財政収支見通し・・・・・・・・・・・・23
4		財	†政健全化取組項目実施工程表・・・・・・・・・・・・2 5

1 財政健全化計画の策定

この度策定しました財政健全化計画は、本市の行財政運営を改革していく指針である「行財政改革大綱」の実施計画の一つであり、平成 21 年度から平成 25 年度までの財政の健全化を図るための目指すべき数値目標と具体的な取組項目を明らかにしたものです。

本市は、平成 13 年度に赤字財政に陥ったため、平成 14 年度に「維新実行プラン」を策定し、財政の立て直しに努めました。しかし、景気低迷による市税収入の減少や過去の施設建設に際し発行した多額の借金返済などにより、累積赤字の解消には至りませんでした。このため、平成 17 年度に、収支バランスのとれた持続可能で自立的な財政運営の確立をめざして、「羽曳野市行財政改革大綱」および「羽曳野市財政健全化計画」を策定し、強力に財政健全化を推し進めてきました。

その結果、市民の皆様のご協力もあり、平成 18 年度決算において実質収支が 6 年ぶりに黒字に転換し、平成 19、20 年度においても黒字を維持することができました。

しかし、財政調整基金等からの繰り入れなどを行っており、赤字体質から完全に脱却したとは言えない状況にあります。また、平成 19 年度決算では、三位一体の改革による国からの地方交付税交付金の減少などにより、財政構造の弾力度を示す「経常収支比率」が初めて 100%を突破し、市税等の経常的な一般財源収入だけでは経常経費を賄いきれない非常事態に直面しました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 21 年 4 月より施行され、 毎年度、財政健全化に係る各指標の公表が義務づけられました。

本市においては、とりわけ、借金の残高など将来負担すべき負債の、財政規模に対する 割合を示す「将来負担比率」が高く、負担軽減への対応が急務となっています。

このままの状態では、市政を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズ、将来のまちづくりに柔軟かつ持続的に対応できないばかりか、「百年に一度」の世界金融危機がもたらした景気低迷の長期化による税収の減少や少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加などにより、再び赤字財政への転落が危惧されます。

こうした状況下にあっても、行政として第 5 次総合基本計画を着実に実行し、地方分権 の進展や市民ニーズの高度化・複雑化にも対応した質の高いサービスを効率的・安定的に 提供する責務があります。

そのためには、全職員が「不断の改革」を推し進めるという意識を共有し、収入の確保をはじめ、事務事業の効率化、適正化などに向けて、一人一人が身近なことから地道に取り組むことが肝要です。

本市における財政健全化の取り組みは道半ばであり、今後、職員が一丸となって本計画を着実に推し進め、次代に過重な負担を送らず、収支均衡の下で弾力的な財政構造と持続可能な財政基盤を確立してまいります。

2 財政の現状

(1)これまでの財政健全化の取組

本市においては、平成 9 年度に「羽曳野市行政改革大綱」を策定し、効果的、効率的な 事務事業を推進してきました。

しかし、景気低迷による市税収入の大幅な減少などにより財政状況は悪化し、平成 13 年度決算において赤字財政に陥りました。

こうした状況の中、平成 14 年度において「維新実行プラン」を策定し、財政の立て直 しに努めたものの、平成 16 年度決算では 8 億円を超える赤字を抱え、目標とする平成 17 年度の赤字解消を実現する見通しには至りませんでした。

このため、平成 17 年度に、収支バランスのとれた持続可能で自立的な財政運営を確立するため、「羽曳野市行財政改革大綱」および「羽曳野市財政健全化計画」を策定し、強力に財政健全化の取り組みを推し進めました。

これらの取り組みは一定の成果をあげ()、平成 18 年度決算において、実質収支が 6 年ぶりに黒字に転換し、平成 19、20 年度の決算においても黒字を維持することができました。

しかし、昨年の世界経済危機に端を発した景気低迷の長期化や少子高齢化の進展は、市税収入の減少や扶助費の増大をもたらしています。また、過去の施設建設等に際し発行した多額の市債償還、さらには三位一体の改革による国からの地方交付税交付金の減少などと相まって、市財政を取り巻く環境は依然として厳しく、再び赤字財政に陥ることが懸念されます。

羽曳野市財政健全化計画(平成18年3月策定)の取組みについて

財政健全化計画中、取組項目実施工程表における大項目

行政運営経費

事業の見直し

収入増加に向けた取組み

の下で、137項目の取組項目を設定して推進してきました。

その取組状況は、137項目中、

実施(一部実施含む) 97 項目(70.8%)

計画期間中(平成21年度中)に実施 8項目 (5.8%)

研究・検討中 26 項目(19.0%)

実施の見送り 6 項目 (4.4%)

であり、財政健全化の効果見込みは、平成 17~20 年度の 4 ヵ年総計で約38.6億円となっています。

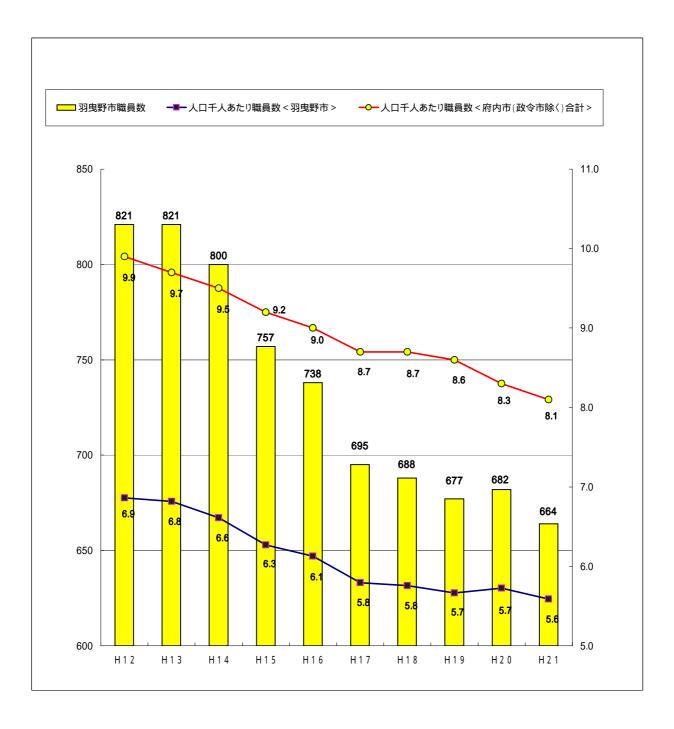
これまでの主な財政健全化の取組み内容と効果額(平成17年度~平成20年度)

	取組項目	取組内容	見直し後の 累積効果額				
歳入	市税等の徴収率の 向上 受益者の適正な負担 市有地の有効活用 その他の収入の追及	・市税、保育園保育料、下水道受益者負担金、住宅・駐車場使用料の徴収率の向上・使用料・手数料の改定(保育園保育料、住民票等交付手数料など)・不用地の売却・広告料収入など	15.8億円				
	職員数の削減	・事務事業の見直し、事務の執行方法の見直し等により職員数を削減(別表参照) (平成17年4月1日 695名 平成21年4月1日 664名、 31名削減(4.5%)) (参考)ピーク時:平成8年 861名	2 . 6億円				
	職員給与等の削減	・平成17年人事院勧告を踏まえた給与構造の見直し、一般職員給料の1%カット、調整手当から地域手当への移行、通勤手当の見直し、超過勤務手当の抑制、退職手当の見直し(退職時特別昇給の廃止)、市町村互助会・市町村健康保険組合負担率の引下げなど	10.6億円				
	物件費等の削減	・電子入札の活用、指定管理者制度の導入、電気代・通信費の削減、ごみ収集委託料の見直し、エレベータ・自動ドア保守委託の統一入札の実施、乳幼児医療事務手数料の廃止、老人福祉援護費の介護予防事業への移行、古市図書館の休館、政務調査費の見直し、市民ギャラリー運営の見直し、お天気サテライト事業の廃止、公用車台数の削減など					
歳	特別会計繰出金の 削減	・水道事業との負担区分の見直し、下水道使用料徴収事務委託料の見直し	0.6億円				
出	一部事務組合負担 金の削減	・環境事業組合・消防組合負担金の縮小	1 . 5億円				
	外郭団体等への助 成金等の削減	・施設管理公社・みのりの里・社会福祉協議会・シルバー人材センター・エル・エス に健全化への取組を要請し助成金等を削減	0 . 5億円				
	市単独扶助費の見直し	・老人医療費助成制度の府制度への移行、敬老祝品の見直し(70歳時のみの支給)、 金婚祝賀会の見直し(式典の簡素化)、遺児給付金の廃止、母子父子家庭等入学金 の廃止	1 . 0億円				
	その他単独事業の見直し	・生きがいサロン運営の見直し(介護予防事業への移行)、生活支援派遣事業の廃止、 配食サービス事業の見直し、グリーンボックス貸出事業の見直し、クリーン大作戦 の手法転換、国保高額療養費支払事務の見直し、官民連携による「暮らしの便利帳」 の発行など	0 . 5 億円				
	施設の統廃合	・古市自転車置場の廃止、向野第1・向野第2保育園の統合など 設の統廃合 (古市自転車置場廃止に伴う職員数削減の効果額は、上記「職員数の削減」に含まれるため、右 記の効果額はマイナスとなっています。)					
	建設事業の見直し	・取組前中期財政収支見通しより、毎年1億円縮小する。	1.9億円				
		計	38.6億円				

職員数の減による累積効果見込額は、平成17年度から20年度の一般会計職員(公営企業等職員を除く)の一人あたりの平均人件費(共済費等市負担分を含む。)に各年度の削減人員(累積)を乗じて算定しています。

(別表) 市職員数の推移(全会計=総正規職員数)

年度	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
羽曳野市職員数	821	821	800	757	738	695	688	677	682	664
削減数(対 平成12年度)		0	-21	-64	-83	-126	-133	-144	-139	-157
削減率(対 平成12年度)		0.0%	-2.6%	-7.8%	-10.1%	-15.3%	-16.2%	-17.5%	-16.9%	-19.1%
各年3月末人口	119,664	120,450	120,976	120,774	120,398	119,927	119,533	119,499	119,109	118,780
人口千人あたり職員数 < 羽曳野市 >	6.9	6.8	6.6	6.3	6.1	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6
人口千人あたり職員数 < 府内市(政 令市除く)合計 >	9.9	9.7	9.5	9.2	9.0	8.7	8.7	8.6	8.3	8.1



(2)財政の現状

財政健全化計画(平成17~21年度)の4年目となる平成20年度の決算は、普通会計の実質 収支が6千3百万円の黒字となり、平成12年度以来6年ぶりとなった平成18年度、翌平成19 年度に続き黒字決算となりました。

歳出削減に努める等市全体として財政健全化に取り組んできた結果であると考えられます。

しかし、財政の状況については、基幹的収入である市税が景気の影響を受け減少し、普通交付税 (臨時財政対策債を含む)も引き続き減少傾向となっています。逆に義務的な支出である扶助費は 増加し、公債費は高止まり傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと思われます。

以下、財政の現状について説明します。(なお参考として、住民一人あたりでみた羽曳野市の財政状況を〔図表11〕で府内市町村平均と比較しています。)

歳入歳出決算と実質収支の推移(普通会計)(平成19年度決算に続き黒字堅持)

過去5年間(16年度~20年度)の歳入歳出決算の推移と実質収支額の推移は〔図表1〕のとおりです。実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額)の推移をみると、18年度に赤字から黒字に転換し、19、20年度も引き続き黒字を保っています。

20年度の実質収支は6千3百万円の黒字となっていますが、単年度収支は1億9千3百万円 の赤字となり、収支の状況は悪化しています。

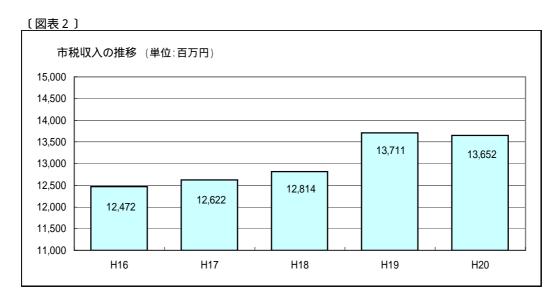
_ [凶表 1]				(単	<u>!位:白万円)</u>
	H16	H17	H18	H19	H20
歳入総額	36,373	34,730	36,231	35,388	34,243
歳出総額	37,148	35,152	36,031	35,054	34,112
歳入歳出差引額	775	422	200	334	131
翌年度に繰り越すべき財源	30	20	1	78	68
実 質 収 支 額	805	442	199	256	63

市税・地方交付税等の推移(税源移譲に伴う制度廃止含みでは大幅な減少)

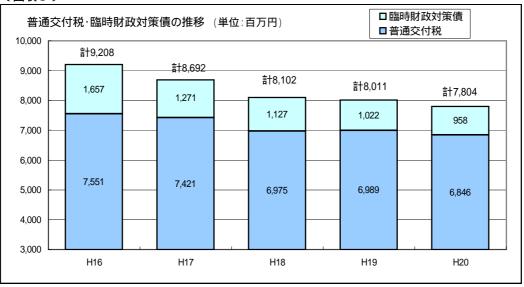
市税収入の推移は〔図表 2〕のとおりです。 20年度は136億5千2百万円で、景気悪化の影響により19年度に比べて5千9百万円減収となりました。

地方交付税(普通交付税)ならびに臨時財政対策債の推移は〔図表3〕のとおりです。臨時財政対策債は13年度からの制度で、本来交付税措置されるべき一定額が赤字地方債に振替えられたもので、後年度の元利償還が交付税算入されるものです。20年度においては両方の合計ベースで19年度比2億7百万円の減少となっています。

市税と普通交付税(臨時財政対策債を含む)の合計の推移は〔図表4〕のとおりです。平成15年度までは増加していましたが、三位一体改革がスタートした平成16年度以降は減少し続けています。(平成19年度は国から地方への税源移譲があったため、それに伴い減少となった所得譲与税等を控除しています。)



〔図表3〕



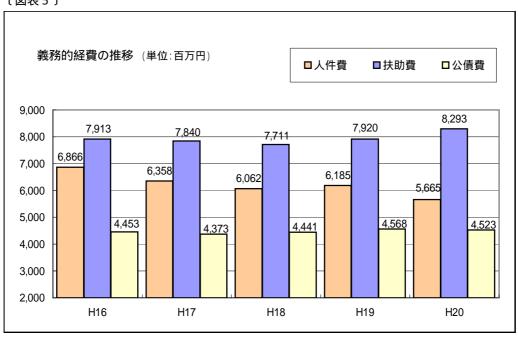
[図表4]

<u>(MX+)</u>					
	H16	H17	H18	H19	H20
市税	12,472	12,622	12,814	13,711	13,652
税源移譲により制度変更や廃止 となったものの影響額(所得譲 与税、地方特例交付金等前年度 との差額)	-	-	-	1,201	1,201
普通交付税 + 臨時財政対策債	9,208	8,692	8,102	8,011	7,804
合 計 (+ +)	21,680	21,314	20,916	20,521	20,255
対前年度増減額	473	366	398	395	266

義務的経費の推移(人件費は減少、扶助費は微増、公債費は高止まり)

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の推移は〔図表5〕のとおりです。人件費は職員給与の削減等により減少傾向となっています。19年度についてはいわゆる団塊の世代の退職による退職手当の増により増加となりました。扶助費は17年度以降2年連続して減少でしたが、平成19年度から増加となっています。公債費は、過去に整備した施設の建設費の償還が続いており、高止まりの状況です。

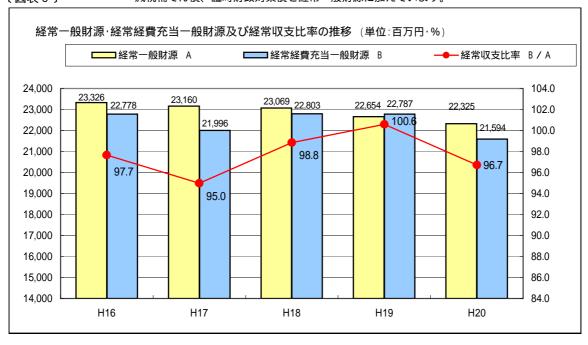
〔図表5〕



経常収支比率の推移(硬直した財政構造)

市税や普通交付税などの経常一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの経常経費に充てられる経常経費充当一般財源の割合である経常収支比率の推移は、〔図表 6 〕のとおりです。 平成 2 0 年度は 9 6 . 7 %で平成 1 9 年度よりも 3 . 9 ポイント改善しましたが、これは退職手当債を発行したことによるもので、依然高い水準となっています。

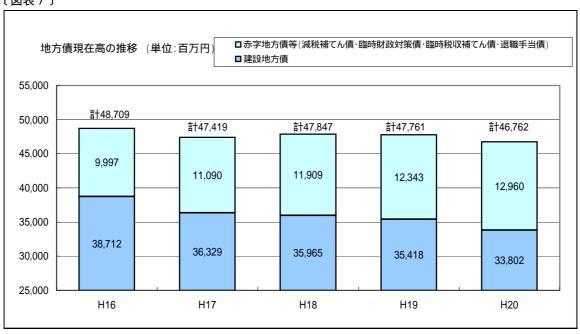
[図表 6] 減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源に加えています。



地方債現在高の推移(依然として高い借金残高)

地方債現在高の推移は〔図表7〕のとおりです。平成20年度末現在高は平成19年度に比べて9億9千9百万円減の467億6千2百万円となっています。臨時財政対策債の発行により赤字地方債の割合が増加し、一方建設地方債の現在高は平成12年度をピークに減少しています。

[図表7]

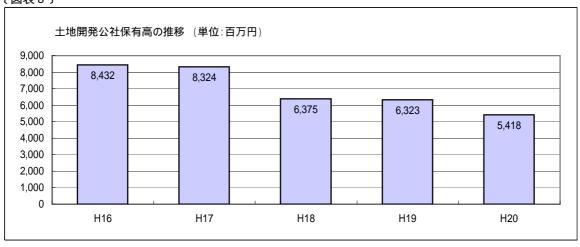


土地開発公社保有高の推移(経営健全化計画により減少)

将来の財政負担となる土地開発公社の土地の保有高の推移は、〔図表 8〕のとおりです。土地 開発公社の保有土地は、市が将来買い取る義務があるものです。

平成20年度は前年度比で9億5百万円減少しています。平成18年度からの減少は、H18~H22の5年間で行われている土地開発公社経営健全化の計画に基づく用地の買戻しによるもるものです。

〔図表8〕



健全化判断比率(すべての指数が早期健全化基準以下)

市町村や都道府県の財政を適正に運営することを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月公布されました。これにより、全ての地方公共団体が毎年度決算時に財政健全化に係る各指標を公表するよう義務づけられました。また、各指標のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画あるいは財政再生計画を作成し、計画的に健全化にむけて取り組むこととなります。

〔図表9〕 (単位:%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(平成20年度決算)	-	-	8.5	163.4

自主的な改善努力が法律で義務付けられる基準となる早期健全化基準及び国等の関与による確実な再生が義務付けられる財政再生基準は以下のとおりです。

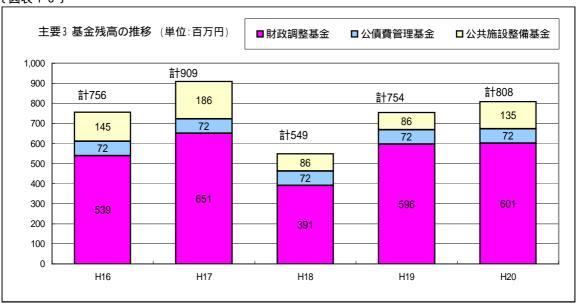
(単位:%)

早期健全化基準	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
十朔陡土化泰华	12.29	17.29	25.0	350.0
財政再生基準	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
別以丹土基年	20.00	40.00	35.0	

財源調整に使用できる基金の推移(心細い蓄え)

〔図表10〕のとおり、財源調整に使用できる財政調整基金・公債費管理基金・公共施設整備基金の主要3基金の平成20年度末残高は、平成19年度と比べ5千4百万円増加し、8億8百万円となっています。

〔図表10〕



住民一人あたりでみた羽曳野市の財政状況

〔図表11〕

(平成20年度大阪府内市町村決算より(大阪市・堺市を除く))

	項目	羽曳野市	順 位 (41団体中)	府内市町村平均
	税 関 係			
	個人住民税	50,070 円	2 7 位	57,901 円
歳	法人住民税	6,285 円	2 9 位	12,378 円
入	固定資産税	38,070 円	33位	50,906 円
入関係	地方税合計	114,935 円	3 6 位	152,178 円
一次	徴収率(市町村税計)	92.0 %	3 5 位	93.6 %
	自主財源	133,363 円	3 7 位	183,213 円
	一般財源	198,178 円	29位	205,194 円
	義務的経費			
	人 件 費	47,693 円	41位	70,002 円
	うち 職 員 給	32,655 円	41位	45,612 円
梅	<参考>賃金	4,680 円	9位	2,456 円
歳出関係	扶 助 費	69,817 円	9位	67,483 円
関係	うち 単独扶助費	9,785 円	17位	8,946 円
	うち 社会福祉費	13,699 円	1位	10,694 円
	公 債 費	38,082 円	18位	32,637 円
	義務的経費合計	155,592 円	25位	170,122 円
	普通建設事業費	20,504 円	17位	22,452 円
	積立金残高	13,881 円	3 9 位	47,683 円
7	地方債残高	393,684 円	12位	288,931 円
そ の 他	債務負担行為による平成20年度以 降の支出予定額	72,956 円	13位	59,517 円
	土地開発公社保有高	45,611 円	11位	34,654 円
	将来にわたる実質的な財政負担	452,759 円	8位	300,765 円

<参考> 賃金: 賃金として支払っている対象は、期間を定めて臨時的に雇用している臨時職員、嘱託職員など

であり、人件費として支出している議員や正規職員などは含まれません。

社会福祉費 : 社会福祉事業費 (主に障害者自立支援給付費)、医療費 (老人を除く障害者、ひとり親家庭、

乳幼児の3医療費)、国民健康保険特別会計繰出金で構成されます。

付木にわたる 実質的な財政負担 : 地方債残高 + 債務負担行為による平成20年度以降の支出予定額 - 積立金残高

(3)中期財政収支見通し

平成17年度からの財政健全化計画のもとで、全市をあげて財政の健全化に取り組んだことにより、平成18年度から3年連続で黒字決算を達成できました。

しかしながら、今後の地方財政を取り巻く状況は依然として非常に厳しく、歳入においては国の財政の慢性的な危機状態の中で、地方交付税等の削減が行われる可能性があり、さらに景気後退や人口減少の影響を受け、歳入の根幹である市税の大幅な減収が予想されます。また、歳出においては超高齢化による社会保障関連経費の増加が確実視されています。

そこで、本市の今後の財政収支見通しを、平成21年度当初予算額をベースに、いくつかの前提条件を設定したうえで試算しました。それによると、このまま財政健全化の取組をしないと、平成24年度には実質収支が約35億円の赤字となり、早期健全化基準を超えて、破綻危機状態といわれる財政健全化団体に陥ります。さらに、翌25年度には赤字額が約49億円に膨らみ、財政再生基準を超えて、財政破綻状態の財政再生団体に転落する見通しです。

この財政収支見通しは、社会経済情勢等の変化により相違が生じるものとは思われますが、歳入が歳出に対し不足し、毎年赤字が増えていくという傾向が続くものと考えてまず間違いありません。一度膨らんだ赤字を解消するのは、現下の低迷する景気動向から考えれば非常に困難なものとなります。絶対に赤字決算にしないという決意と、将来に過重な負担を先送りしないという責任をもって、持続可能な行財政運営を確実なものとすることが、この健全化計画の最大の目標となります。

《財政収支見通しを行った際の前提条件》

現行制度をもとに、日本経済は低成長が続くものとして、過去の実績などを考慮して設 定しています。主な項目の前提条件は次のとおりです。

「歳入]

- 1.市税
 - ・個人・法人市民税は、景気の動向をふまえ平成 22 年度以降、伸び率をほぼ 0 で計上
 - ・固定資産税は、評価替・地価の下落を反映して若干の減を見込む
- 2.譲与税・交付金 平成22年度以降、伸び率0で計上
- 3.地方交付税
 - ・普通交付税の基準財政収入額は、市税収入の推移等で算出
 - ・普通交付税の基準財政需要額については、近年の伸び率及び公債費等で算出
 - ・特別交付税については、平成22年度以降、伸び率0で計上

4.国・府支出金

普通建設事業費分を除き、扶助費の伸び率で設定

5. 繰入金

平成 22 年度以降、健康ふれあいの郷事業基金分(平成 24 年度まで)及び南阪奈道路 大気観測施設維持管理基金分のみ計上

6.市債

臨時財政対策債は平成 22 年度以降、平成 21 年度決算見込みをベースとし、以降、伸び率 0 で計上し、退職手当債は平成 22 年度以降、発行は見込まない。

[歳出]

1.人件費

- ・退職手当は定年退職者分のみを計上
- ・職員数は平成21年4月1日で固定
- ・現行の一般職員の給料1%カットを平成22年度以降は見込まない。
- ・地域手当及び住居手当一律支給分の段階的引下げを反映する。
- ・平成21年度以降、給与改定は0とし、定期昇給のみを見込む。

2.扶助費

平成22年度以降、2.3%(過去5年平均)の伸び率で計上

3.公債費

市債発行額をもとに、借入利率 2.5% で計上

4.物件費

平成22年度以降、伸び率0で計上

5.補助費等

・平成 22 年度以降、伸び率 0 で計上、ただし、一部事務組合分は 0.1%の伸び率で計上

6.繰出金

- ・国民健康保険・介護保険各特別会計は平成22年度以降、4.5%の伸び率で計上
- ・後期高齢者医療広域連合への負担金(特別会計分)は繰出金扱いとし、平成 22 年度 以降、1.0%の伸び率で計上
- ・公共下水道特別会計は、特別会計の収支計画により計上
- ・平成 19 年度のファイン推進基金繰入金 450 百万円を平成 22 年度以降、100 百万円ず つ基金に返済する。

7.投資的経費

各年度の建設事業費見込みを計上

【財政健全化団体・財政再生団体とは】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定される実質赤字比率や実質 公債費比率など4つの健全化判断比率(以下、「比率」という。)のうち、いずれ かがP8「健全化判断比率」の図表(以下、「図表」という。)に掲げる早期健 全化基準を超えると財政健全化団体になり、財政健全化計画の策定(議会の議決) 及び計画の実施状況の議会への報告と公表が義務づけられます。

また、比率がさらに悪化し、図表の財政再生基準を超えると財政再生団体になり、国等の関与による確実な再生が義務づけられるなど財政運営に大きな制約がかかることになります。

本市の場合、4つの比率のうち実質赤字比率に限ってみると、平成21年度の標準財政規模は221億75百万円ですので、その12.29%にあたる27億25 百万円を超える赤字になると、財政健全化団体に陥ります。さらに、20%の44 億35百万円を超える赤字を抱えると、財政再生団体に転落します。

中期財政収支見通し(普通会計) 平成21年8月31日現在

(単位:百万円)

	科 目	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
	市税	13,711	13,652	13,245	13,120	13,086	12,954	12,982
	譲与税·交付金	1,872	1,811	1,739	1,694	1,694	1,694	1,694
歳	地方交付税	7,241	7,119	6,937	7,114	7,190	7,270	7,310
<i>X</i> (1/1	国庫·府支出金	6,460	6,820	8,605	6,982	7,260	6,864	7,264
,	繰入金	718	377	291	86	86	78	8
入	市債	3,561	2,652	3,346	1,837	1,823	1,591	1,772
	その他	1,825	1,812	1,857	1,322	1,322	1,322	1,322
	合計(A)	35,388	34,243	36,020	32,155	32,461	31,773	32,352
	人件費	6,185	5,665	5,525	5,269	4,712	5,189	4,730
	退職金	1,095	772	881	783	324	795	405
	その他	5,090	4,893	4,644	4,486	4,388	4,394	4,325
	扶助費	7,920	8,293	8,649	8,848	9,052	9,260	9,473
歳	公債費	4,568	4,523	4,531	4,792	4,884	4,955	4,977
沝	物件費	4,058	3,838	3,917	3,917	3,917	3,917	3,917
	補助費等	3,742	3,509	5,455	3,491	3,493	3,495	3,497
出	繰出金	4,770	5,141	5,288	5,553	5,702	5,866	6,036
Г	投資的経費	1,712	2,436	2,115	1,264	1,373	543	999
	その他	2,099	707	575	113	113	113	113
	小計	35,054	34,112	36,055	33,247	33,246	33,338	33,742
	前年度繰上充用金	0	0	0	35	1,127	1,912	3,477
	合計(B)	35,054	34,112	36,055	33,282	34,373	35,250	37,219
歳 <i>)</i>	、歳出差引額 (C) = (A) - (B)	334	131	35	1,127	1,912	3,477	4,867
翌年	E度へ繰越すべき財源(D)	78	68	0	0	0	0	0

歳入歳出差引額 (C) = (A) - (B)	334	131	35	1,127	1,912	3,477	4,867
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	78	68	0	0	0	0	0
実質収支(累積赤字)(E)=(C)-(D)	256	63	35	1,127	1,912	3,477	4,867
単年度収支((E) - 前年度(E))	57	193	98	1,092	785	1,565	1,390

(参考)健全化判断比率による早期健全化基準及び財政再生基準突入ライン(平成21年度)

<早期健全化基準> 標準財政規模 22,175百万円× 12.29% = 2,725百万円) 実質収支 " × 20% = 4,435百万円 「ベース <財政再生基準> "

財源調整として使用できる基金

公債·公共·財調年度末基金残高		549	808	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
	公債費管理基金	72	72	72	72	72	72	72
	公共施設整備基金	86	135	87	87	87	87	87
	財政調整基金	391	601	855	855	855	855	855

この中期財政収支見通しは、平成21年8月31日現在の試算であり、その後の景気動向等により、 歳入歳出の各項目において相違が生じています。

主な財政用語の解説

実 質 収 支:歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたもの。 実質収支がマイナスとなれば赤字団体といわれる。

単年度収支: 当該年度だけの収支を示すもの。当該年度の実質収支から前年度の実質 収支を差し引いた額をいう。

一般財源:使い道が特定されていない収入。 代表的なものとして、地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税 交付金などの税関係収入及び地方交付税(その振替財源である臨時財政

特 定 財 源:使い道が特定されている収入。 国庫(府)支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料などのう ち使途が特定されているものをいう。

地 方 債:地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる債務であって、その 返済が一会計年度を超えて行われるもの。また、地方債を発行すること を、起債という。

> 建設事業や収益的な投資のように将来の住民が経費を分担することが、 また、将来の収益で返済することがむしろ公平である場合等に起債がで きる。(赤字地方債に対し、建設地方債と呼ぶこともある。)

赤字地方債:地方債は建設事業等の財源とするために発行できることとされており、 一般的な収支の不足に対して起債することは認められていない。 しかし、法律の特別の定めにより、減税等による税の減収を補填するためで地方交付税交付金の財源不足を補うため、例外的に一般財源として 発行が認められる地方債の通称。

(例:臨時財政対策債)

対策債を含む)など

地方交付税:地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が一定基準に基づいて交付するもので、国税のうち所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%及びたばこ税の25%がその財源となっている。

普通交付税と特別交付税の区分があり、原則として、総額の94%が普通 交付税(通常収支の不足対応)6%が特別交付税(特別な財政需要への 対応)とされている。

基準財政収入額·基準財政需要額

: 地方交付税の算定において、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により 算定した額(=収入額)及び標準的な水準の行政活動を行うための財政 需要を一定の合理的な方法によって算定した額(=需要額) 需要額が収入額を上回る場合、その不足額を基礎に地方交付税が交付されることとなる。

臨時財政対策債: いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業向けではなく経常経費に も充当できるとされている。この臨時財政対策債は国の地方交付税特別 会計が借り入れによる地方交付税財源不足の補填方式をやめて、地方公 共団体が直接に借り入れを行う方式に切り替えたもので、平成 13 年度以 降、発行するものとされた。

扶 助 費:生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などに基づき被扶助者に対し支給 する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助事業の支給額 の総称。現金のみならず物品の提供に要する経費も含む。

公 債 費:借り入れた地方債の元金や利子を償還するための経費。

経常収支比率:市税や普通交付税などの毎年経常的に収入される一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費といった義務的経費など、経常的な経費に充てられる財源の割合を指標化したもの。

財政の弾力性を測定する比率として使われ、経常収支比率が低いほど弾力性が高くなり、普通建設事業など政策的な経費に充当できる余力があることを示す。

100%を超えると、通常の収入では通常の支出を賄えていない状況である。

標準財政規模:地方公共団体の一般財源(使途が特定されず、どのような経費にも使用 することができる財源のことで、地方税、地方交付税、地方譲与税など がこれにあたります。)の標準規模を示したものです。

3 財政健全化計画

(1) 概要

目的

行財政改革大綱の取り組むべき基本項目である「財政健全化」を実現するために 策定するものです。

目 標

- . 収支の均衡を図り、社会経済情勢の変化等に弾力的に対応しうる財政構造を確立します。
- 、次代に負担を先送りしないため、債務の縮減を図ります。
- . 第 5 次総合基本計画の着実な実行を支えうる行財政システムを構築します。

【目標】

収支の均衡を図り、社会経済情勢の変化等に弾力的に対応しうる財政構造を確立しま す。

【ポイント】

基金からの繰入などに頼らず、黒字を維持できるよう、歳入に見合う歳出を組み 立てる必要があります。

100%に近い経常収支比率を改善し、災害など突発的な支出や急速な景気悪化など経済情勢の変動、多様化する市民ニーズなどに弾力的に対応しうる財政構造を確立することが急務となっています。

基本的な対応方向

市税の徴収率向上のほか、経常一般財源の充実

特別会計への基準外繰出金、市単独扶助費(個人給付や財源保障が脆弱で一般財源所要額の多い事業を中心に)、人件費(職員数の削減と給料・各種手当の国準拠)、外郭団体補助金や一部事務組合負担金など、経常経費の削減

自主財源の確保(受益者負担の適正化 など)

【目標】

次代に負担を先送りしないため、債務の縮減を図ります。

【ポイント】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本年4月に施行され、四つの健 全化判断比率の公表が義務付けられています。

そして、判断比率の一つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体に、また 財政再生基準を超えると財政再生団体になり、財政運営に制約がかかることになり ます。

本市の比率を見ると、いずれも早期健全化基準未満となっています。しかし、 地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額の財政規模に対する割合である 「将来負担比率」が、府内他市町村に比べ高水準にあります。

したがって、(1)地方債残高と、(2)主たる内容が土地開発公社保有高である債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、これらの縮減を図ることが重要となります。

基本的な対応方向

(ア)地方債残高の縮減

普通建設事業の重点化と総額の抑制による地方債の新規発行を抑制する。

毎年度の地方債の新規発行額は、当該年度の償還額を超えないことを原則とする。 新規に地方債を発行する場合でも、後年度の返済にあたり地方交付税の基準財政 需要額に算入のある地方債の選択に努める。

(イ)債務負担行為の翌年度以降支出額の縮減

土地開発公社による先行取得は、「土地開発公社経営健全化対策委員会」の同意を 得た真に止むを得ない場合のみとする。

債務負担行為の主たる内容である土地開発公社保有高である債務負担行為に基づく 翌年度以降支出予定額の削減に努める。

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」(平成 18 年 2 月制定、期限:平成 22 年度)の期間満了後の取組として、引き続き、土地開発公社保有土地の買戻しを進めるべく、「第三セクター等改革推進債」(平成 21~25 年度)の活用を検討する。

【目標】

第5次総合基本計画の着実な実行を支えうる行財政システムを構築します。

第5次総合基本計画(平成18~27年度)における計画を着実に実行しうるよう 財源を確保し、最少の経費で最大の効果を生み出せる効率的な行財政システムを構築 していきます。

計画期間

平成 21 年度~平成 25 年度 5 年間

目指すべき数値目標

. 職員数の削減

小さな市役所を目指し、職員数を計画期間中に5%以上削減します。

平成21年4月1日現在 664人

平成 26 年 4 月 1 日現在 6 2 9 人以下 3 5 人以上

. 債務の削減

次代への負担を軽減するため、地方債残高及び債務負担行為額を縮小します。

・ 建設地方債残高 - 国の財政制度による赤字地方債を除く

平成 20 年度末現在 3 3 8 億円

平成 25 年度末目標 169億円 169億円 50%

・ 建設地方債のうち平成 18 年度から取り組む土地開発公社経営健全化分を除いた場合

平成 20 年度末残高 300億円

平成 25 年度末残高 138億円 162億円 54%

・ 債務負担行為額のうち翌年度以降支出予定額

平成 20 年度末現在 8 7 億円

平成 25 年度末目標 70億円 17億円 20%

・ 将来負担比率の改善

平成 20 年度末現在 163.4%

平成 25 年度末目標 130.0% 33.4% 年平均 6.7%

. 経常収支比率の改善

柔軟で弾力性のある財政構造を目指します。

平成 20 年度決算 96.7%

平成 25 年度目標 8 9 . 0 % 7 . 7 % 年平均 1 . 5 %

計画の骨子

人件費の抑制

- ・ 職員数の削減
- ・ 給与の適正化

普通建設事業の重点化と総額の抑制

市単独事業の見直し、行政の関与の縮小、行政評価の実施

効率的・効果的な施設運営

収入の確保

- ・ 徴収率の向上
- ・ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化 新規事業の採択にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。

進行管理・計画の見直し

この財政健全化計画の進行管理は行財政改革推進本部で行います。

また、計画の実施状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、毎年度、中期財政収支見通しの見直しを行い、改めて達成すべき財政健全化の目標を示した「財政健全化計画取組項目実施工程表」を、市民の皆さんのご意見を反映させながら策定し、公表します。

(2)財政健全化の取組項目

「行政運営経費の削減]・・・目標額 22億円

人件費の削減

- ・ 職員数の削減:計画期間中 35人以上 5%以上
- ・ 給料の見直し:国・府下水準
- ・ 各種手当の見直し:国・府下水準
- ・ 市長等特別職報酬カットの継続
- ・ 退職者勧奨制度の休止継続

物件費等の削減

- ・ 類似業務の統一入札及び維持修繕業務等の一括管理
- ・ 公共施設管理運営の効率化
- ・ 情報システムの効率化
- ・ 選挙投票事務の見直し
- ・ その他、需用費・旅費・手数料・委託料など事務的経費の削減

特別会計繰出金の削減

- ・ 独立採算制の原則に立脚した運営及び繰出基準等を見直し抑制を図る。
 - 一部事務組合負担金の削減
- ・ 環境事業組合、消防組合の財政健全化への取組による

外郭団体等への助成金の削減

・ 外郭団体等の財政健全化への取組による

[事業の見直し]・・・目標額 3億円

市単独扶助制度の見直し

その他単独事業の見直し

補助金・負担金等の見直し

- ・ 団体への市単独補助の縮小
- ・ 事業補助金の縮小
- ・ 各種負担金の縮小

施設の統廃合

建設事業の重点化と総額抑制

[収入の増加に向けた取組]・・・目標額 24億円 市税等の徴収率の向上

受益者の適正な負担

- ・ 使用料、手数料等の見直し
- ・ 各種減免制度の見直し
- ・ 新たな受益者負担の導入

市所有地の有効活用

- ・ 計画変更等による利用予定のない土地の売却あるいは貸付
- ・ 当面利用予定のない土地の貸付

その他の収入の追求

・ 広告料収入の確保

(3) 取組後(目標)の中期財政収支見通し

中期財政収支見通しにおいて、新たに発生することが予測される累積赤字の解消に向けて、下記のとおり目標を設定し、財政健全化に取り組んでいきます。

財政健全化取組前中期財政収支見通し

(単位:百万円)

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
実質(累積)収支 (A)	35	1,127	1,912	3,477	4,867
単年度収支 (B)	98	1,092	785	1,565	1,390

財政健全化計画目標効果額(累計49億円)

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
H21実施分	100	80	80	80	80
H22実施分		950	760	760	760
H23実施分			30	24	24
H24実施分				636	509
H25実施分					27
合 計 (C)	100	1,030	870	1,500	1,400

財政健全化計画目標達成後中期財政収支見通し

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
実質(累積)収支 (D)	65	3	88	23	33
単年度収支 (E)	2	62	85	65	10

(備考)

財政健全化目標効果額は、収入の増加、支出の減少の合計額です。

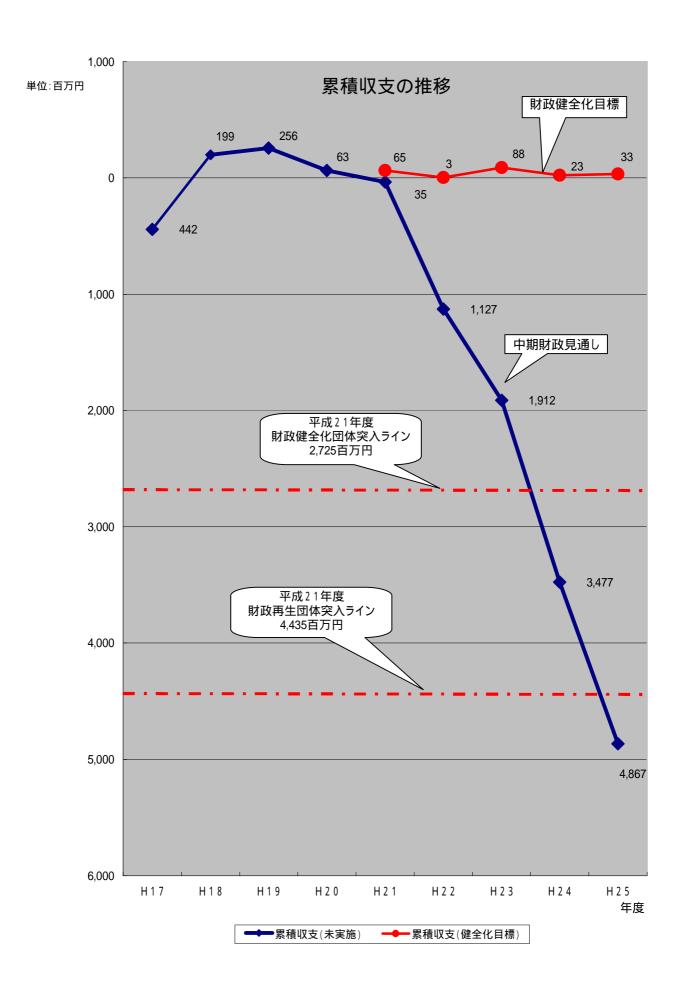
健全化目標効果額は、実施初年度の8割が平年度化すると設定しています。

「財政健全化計画目標達成後中期財政収支見通し」の表中における、当該年度の「実質(累積)収支」額(D)は、次の計算式により求められます。

(計算式) | 前年度 (D) の額 + 当該年度 (B) の額 + 当該年度 (C) の額

「財政健全化取組前中期財政収支見通し」及び「財政健全化計画目標達成後中期財政収支見通し」の表中における、当該年度の「単年度収支」額 (B)、(E)は、次の計算式 により求められます。

(計算式) 単年度収支額 (B) = 当該年度 (A) の額 - 前年度 (A) の額 単年度収支額 (E) = 当該年度 (D) の額 - 前年度 (D) の額



4 財政健全化取組項目実施工程表

財政健全化に向けて取組む具体的な項目について、次ページ以降に実施工程表としてとりまとめています。

実施工程表(平成 21 年 12 月作成)に掲げる各項目の中には、現時点において、計画期間中(平成 21 年度~平成 25 年度の 5 ヵ年)の効果額を算出できないものがありますので、累計目標額4 9 億円に対し、約4 0 億円の効果額の計上にとどまっています。

今後、「検討」・「研究」とした項目に積極的に取組むことなどにより、さらなる効果額の具体化と上積みを図り、目標額の達成を目指します。

また、引き続き、不断の見直しにより、あらたな取組項目の追加にも努めてまいります。 なお、今後、社会経済情勢の変化や市政を取り巻く環境の変化等により、中期財政収支 見通しについても見直しの必要が生じます。そのことと合わせて、この実施工程表につい ては毎年見直しを行い、その見直しの状況について市民の皆様に公表しながら、徹底した 進行管理と情報開示により財政健全化の確実な実現を目指します。

< 実施工程表の見方 >

効果額は平成 21 年度当初予算額ベースで算出し、一般財源額を計上しています。 効果額が算出できない項目については、実施年度に「」を記入しています。

「検討」とは、取組項目の実施を前提として、その手法等の検討を行います。 「研究」とは、取組項目の是非についての研究を行います。

「」とは、検討の継続または実施(一部実施を含む)をあらわしています。

取組項目のうち、関係団体との協議が必要なものがあります。また、条例改正等議会の議決が必要なものがあります。

平成 21 年度の取組項目で既にその効果額を当初予算に反映しているものについては、 記載していません。

特別会計における取組については、繰出金の削減に計上した項目以外は、それぞれの項目に他の会計と合算して計上しています。

他の項目と重複している効果額については網掛け表示しており、効果額の合計には算 入していません。

財政健全化取組項目実施工程表

効果額集計表 (単位:百万円)

項目	1104	Шоо	1100	1104	LIOF	計	累計目標額	差	引
	H21	H22	H23	H24	H25	ĒΤ			
[行政運営経費]									
人件費の削減	135	204	252	307	358	1,257			
物件費等の削減	0	156	152	152	52	513			
特別会計繰出金の削減	0	0	0	0	0	0			
一部事務組合負担金の削減	14	18	11	5	8	57			
外郭団体等助成金の削減	0	0	0	0	0	0			
計	149	378	415	464	418	1,827	2,200		373
[事業の見直し]									
市単独扶助制度の見直し	0	13	13	13	13	52			
その他単独事業の見直し	0	0	0	0	0	1			
補助金・負担金見直し	0	0	0	0	0	0			
施設の統廃合	0	1	2	2	2	6			
建設事業費の見直し	0	0	0	0	0	0			
計	0	14	15	15	15	59	300		241
[収入の増加に向けた取組]									
市税等の徴収率の向上	14	68	81	94	107	363			
受益者の適正な負担	0	40	112	193	244	589			
市所有地の有効活用	0	0	0	0	0	0			
その他の収入の追求	14	513	60	471	153	1,210			
計	28	621	253	758	504	2,162	2,400		238
合 計	177	1,013	683	1,237	937	4,048	4,900		852
年 度 毎 目 標 額	100	1,030	870	1,500	1,400	4,900			
差引	77	17	187	263	463	852			

それぞれ個表から百万円単位で四捨五入し集計しているため、本集計表上での積算には誤差が生じています。

財政健全化取組項目実施工程表(個表)

[行政運営経費] (単位:千円)

			1			効 昇	. 額		(+ \(\frac{1}{2}\), 1 1	l .	+D 1/ ÷B
項目	ľ	NO	取組項目	H21	H22	H23	H24	H25	計	取組内容	担当課
		1	職員数の削減	27,600	75,900	124,200	172,500	220,800	621,000	職員数を計画期間中に5%(35人)以上削減する。	人事課
	新	2	H21人勧実施(H21実施分)	49,700	44,000	44,000	49,400	50,700		給料·住居手当·期末勤勉手当	人事課
	新	3	給料	2,500	27,000	26,000	26,000	26,000	107,500	独自給料の見直し(昇給号級を 3/4に縮減、現給保障者の給料の減額1%)	人事課
		4	住居手当		23,000	46,000	46,000	46,000	161,000	一律支給分 9,000円を段階的に縮減し、H23年度で廃止 (21年度) 6,000円 (22年度) 3,000円 (23年度) 0 効果額は中期財政収支見通しに反映済み	人事課
		5	通勤手当	検討						手当の見直し	人事課
		6	調整手当から地域手当への移 行		40,000	40,000	40,000	40,000	160,000	H18年4月から地域手当(支給率10%)に移行し、段階的に縮減する。(19·20年度) 8% (21年度) 7% (22年度) 6% 効果額は中期財政収支見通しに反映済み	人事課
		7	期末勤勉手当役職者加算							支給区分の見直し	人事課
		8	退職者勧奨制度の休止							定年退職者数を考慮し、引き続き休止する。	人事課
人 件		9	超過勤務手当の抑制	49,200	50,400	51,600	52,900	54,100	258,200	事務の効率化を図り抑制に努める。	人事課
- 費 の	新	10	年末年始の超過勤務手当割増 率の廃止							割増率15/100の廃止	人事課
削 減		11	特別職給与の見直し	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000	市長15%カット・その他特別職8%カットの継続及び人事院勧告を踏まえた期末手当支給率の見直し	人事課
	新	12	再任用職員の任用基準等の見 直し	検討						任用基準および配置基準の見直し	人事課
	新	13	人事評価制度の導入	研究	検討					人事評価制度を構築し、職務の業務効率の向上を図る。	人事課
	新	14	議員期末手当の見直し	5,018	5,018	5,018	5,018	5,018	25,090	人事院勧告を踏まえた期末手当支給率の見直し	議会事務局
		15	指定管理者導入施設の市職員 引上げ		検討					H22年度以降、直営施設への制度導入を検討し実施する。導入決定に合わせて引上げを実施(N01に含む)	行革室·関係課
	新	16	市場化テスト導入の研究	研究						官民競争入札制度による公共サービスの維持向上、経費削減等の研究(NO1に含む)	行革室·関係課
		17	審議会等の整理	研究						各種委員会、審議会等の定員削減や統廃合など簡素化を図る。	行革室·関係課
		18	維持管理業務の見直し							排水路等から発生する浚渫土等の回収業務の委託化(NO1に 含む)	維持管理課
		19	学校校務員業務の委託化							学校校務員業務(正規職員)の委託化など(NO1に含む)	教育総務課
				135,418	203,718	252,218	307,218	358,018	1,256,590		

項目	NO	取組項目			効 果	額			取組内容	担当課
坎口	NO	以起填口	H21	H22	H23	H24	H25	計		15日本
	20	嘱託員·臨時職員賃金の削減							正規、再任用職員を含め職員数を総合的に適正管理し、人数 等の削減を図る。	人事課
	新 21	旅費(宿泊料限度額)の見直し		検討					宿泊料1泊の限度額 18,000円の引下げ	人事課
	新 22	学校校務員·園務員業務の委 託化							小·中学校校務員及び幼稚園園務員業務(嘱託職員)の委託化、又は臨時職員への切替え	教育総務課
	23	給与口座振込の促進							事務の簡素化	人事課
	24	指定管理者制度の活用		105,439	100,360	100,360		306,159	業務内容等の見直しによる指定管理料の縮減を図る。	行革室·関係課
	25	公共施設·公用車等におけるエネルギー消費量の抑制							公共施設における適正温度(夏28 ·冬20)の徹底、公用車の使用抑制等による温室効果ガス排出量及び経費の削減	施設所管課 関係課
	26	契約方法の改善							随意契約の見直しを行う。	契約検査課 関係課
	27	予算編成での削減取組		50,000	50,000	50,000	50,000	200,000	予算査定を通じて、経費の徹底した削減に取り組む。	財政課
	28	土地開発公社経営健全化計画 の推進							土地開発公社の土地保有高の縮減を図る(国の優遇措置の活用)。H20末保有高 54億円 H22計画終了時 45億円	財政課 管財用地課
	29	選挙投票事務の見直し							人材派遣の活用を含む職員体制の見直しを図るほか、投開 票時間の短縮について研究する。	選管事務局
物件	新 30	通知書兼納付書等印刷経費の 削減	検討						大量帳票の発注方法の見直し検討	政策推進課
費等の	新 31	ペーパーレス化等の推進	研究	検討					電子による保管方法やデータの共有化などを進めるほか、両面コピーの徹底を図る。	政策推進課 関係課
削減	新 32	パソコンの配置見直し	検討						各課の業務内容や活用方法などを勘案し、配置を見直す。	政策推進課
""	新 33	追録図書の見直し	検討						利用頻度の低い、あるいは他の媒体を利用して検索可能な追 録の取り止め	総務課
	新 34	各種統計書の見直し	検討						利用頻度の低い、あるいは他の統計書等で検索可能な項目について、見直しを行う。	総務課
	新 35	施設管理業務の統一入札及び 一括管理の実施	検討						各公共施設における施設管理業務の統一入札や維持修繕等の一括管理を検討する。	管財用地課 関係課
	新 36	公用車の燃料費等の削減	研究	検討					エコオイル、クリーンプラグなどを使用したクリーン・低燃費化 を研究する。	管財用地課
	新 37	市民ギャラリー運営経費の削 減		250	250	250	250	1,000	印刷経費の見直しなどにより削減を図る。	市民協働ふれ あい課
	新 38	市営住宅管理業務の見直し		770	1,665	1835	1835	6105	設備管理費の削減	建築住宅課
	新 39	道路·公園等における管理経 費の削減		検討					道路・公園等に係る除草等の管理経費の削減を図る。	行革室·関係課
	新 40	小学校安全対策事業の見直し	検討						H22年度末の府交付金廃止後、円滑に移行できるよう安全管理体制を構築する。	教育総務課
	新 41	恵我之荘自転車置場管理運営 の見直し	検討						管理運営の効率化による経費の削減	道路課·関係課
			0	156,459	152,275	152,445	52,085	513,264		

項目	NO	取組項目			効 身	裏 額			取組内容	担当課
坎口	NO	水池 境日	H21	H22	H23	H24	H25	計	4X XE P3 43	15日 1本
特	42	水道事業との負担区分の見直 し							健全化期間中における負担区分の見直しの継続	財政課 水道局総務課
別 繰 会 出	43	国民健康保険特別会計	検討						独立採算制の原則に立脚した特別会計の運営および基準外 繰出の見直し	財政課 保険年金課
計金 の 削	44	公共下水道特別会計	検討						独立採算制の原則に立脚した特別会計の運営および基準外 繰出の見直し	財政課 下水道総務誤
減			0	0	0	0	0	0		
一 負部 担	45	環境事業組合負担金の縮小	13,811	18,433	11,370	5,278	7,693	56,585	組合独自の健全化計画による	行革室·関係誤
事 金 務 の	46	消防組合負担金の縮小							組合独自の健全化計画による	行革室·関係部
組削合減			13,811	18,433	11370	5278	7693	56585		
	47	施設管理公社	検討						外郭団体等改革方針(H19年4月策定)に基づき、団体と協力して健全化に取り組む。	行革室·関係認
外助	48	みのりの里	検討						外郭団体等改革方針(H19年4月策定)に基づき、団体と協力 して健全化に取り組む。	行革室·関係調
郭 成 団 金 体 等	49	社会福祉協議会	検討						外郭団体等改革方針(H19年4月策定)に基づき、団体と協力 して健全化に取り組む。	行革室·関係調
等の人削	50	シルバー人材センター	検討						外郭団体等改革方針(H19年4月策定)に基づき、団体と協力 して健全化に取り組む。	行革室·関係認
の減	51	エル・エス	検討						外郭団体等改革方針(H19年4月策定)に基づき、団体と協力 して健全化に取り組む。	行革室·関係認
			0	0	0	0	0	0		

[事業	の見ば	直し	,]								
項目	NC)	取組項目			効 昇				取組內容	担当課
市			敬老祝金の見直し	H21 検討	H22 13,030	H23 13,030	H24 13,030	H25 13,030	<u>計</u> 52,120	 H22年度より給付額の引下げを行う。満77歳:20,000円	福祉支援課
単独			その他の敬老事業の見直し		検討	-,		.,		10,000円、満88歳:30,000円 20,000円 高齢化の進展に伴い、敬老祝品の個人給付をはじめ施策全 般について見直しを行う。	福祉支援課
扶 助 制	新 5	54	社会福祉費の見直し		検討					住民一人あたりの社会福祉費が府内市町村中、常に上位にあることを踏まえ、見直しを図る。	行革室·関係課
度				0	13,030	13,030	13,030	13,030	52,120		
											1
	5	55	施設の効率的運営	検討						効率的・効果的な運営に努める。	施設所管課
	新 5	56	保育園運営の効率化	検討						公立保育園の運営のあり方について検討する。	子育て支援課
	新 5	57	図書館運営の効率化	検討						運営方法の効率化を図る。	図書館課
そ の	5	58	国民健康保険料納付組合助成 金	検討						効果・必要性・公平性から制度検討	保険年金課
他 単	5	59	国民健康保険料前納報奨金	検討						効果・必要性・公平性から制度検討	保険年金課
独事業	新 6	60	国民健康保険料及び介護保険 料の賦課方式の変更	研究	検討					仮算定と本算定の一本化による経費削減の研究·検討	保険年金課 高年介護課 関係課
り見	新 6	61	人権セミナーの見直し		50	50	50	50	200	内容を精査し、開催回数を年2回から1回に縮減	人権推進課
直し	新 6	62	女性相談員謝礼の見直し		10	10	10	10	40	他の相談員謝礼の金額水準に合わせる。	人権推進課
	新 6	63	中部市議会議長会研修の見直 し	126	126	126	126	126	630	宿泊を伴う研修を日帰りに変更する。	議会事務局
	6	64	その他単独事業の見直し							必要性・費用対効果から検討	行革室
				126	186	186	186	186	870		
	1	-		1	ı	-	ı				1
補助	6	65	団体への運営補助金の見直し							公益性・公平性から検討	行革室·関係課
金	6	66	団体への運営負担金の見直し							効果・必要性から検討	行革室·関係課
負担金の見直し	新 6	67	事業補助金の見直し							効果・必要性から検討	行革室
全直				0	0	0	0	0	0		

項目	NO	取組項目			効 身	具 額			取組内容	担当課
坦口	NO	双艇填 口	H21	H22	H23	H24	H25	計	双 粒 闪 谷	担当試
	68	古市駅付近公共施設の効果 的·効率的な活用	検討						市民会館・古市図書館・青少年センター・古市子育て支援センター・古市集会所の再編研究	政策推進課
	69	休日急病診療所の効率的運営	研究						近隣市との連携による効率的運営	健康増進課
	70	公立保育園の統廃合 (下開・駒ヶ谷保育園の統合他)	検討						H22年度に統廃合を実施する予定	子育て支援課
施 設 の	71	公立保育園と民間保育園との 役割分担の検討	検討						公立保育園の役割を明確にし、民間活力の導入を検討する。	子育て支援課
統廃	72	幼保一元化	研究						公立園の統合・民営化と総合的に研究	子育て支援課
合	73	幼稚園の統合	検討						少子化の中で適正規模を図る方向で検討	学校教育課
	74	山添村野外学習施設のあり方	検討						グレープヒルスポーツ公園ふれ愛広場の利用状況を見なが ら、今後のあり方を検討する。	社会教育課
	75	駒ヶ谷自転車置場廃止	検討	1,333	1,667	1,667	1,667	6,334	民間活力導入による廃止	道路課
			0	1,333	1,667	1,667	1,667	6,334		
							•			
建設事業	76	建設事業費							取組前中期財政収支見通しより縮減を図る。	政策推進課 財政課
業直費し		_	0	0	0	0	0	0		

[収入の増加に向けた取組]

項目	NO	取組項目			効 昇				取組内容	担当課
- X II	110	17,ML7;; CI	H21	H22	H23	H24	H25	計	4× WT 1.2 H	J= J W
	77	市税	7,286	60,350	72,493	84,635	96,778	321,542	徴収率の向上に取り組む	税務課
	78	介護保険料	10,530	12,095	13,661	15,226	16,792	68,304	徴収率の向上に取り組む	高年介護課
	79	保育園保育料	1,255	1,682	2,109	2,536	2,963	10,545	徴収率の向上に取り組む	子育て支援課
市 税	80	国民健康保険料	0	8,897	18,010	27,041	36,073	90,021	徴収率の向上に取り組む	保険年金課
等 の	81	下水道受益者負担金	5,059	5,279	5,498	5,718	5,937	27,491	徴収率の向上に取り組む	下水道総務課
徴 収	82	住宅使用料等	129	329	741	1,151	1,549	3,899	徴収率の向上に取り組む	建築住宅課
率の	83	滞納者への行政サービス制限	研究						制度の是非、効果について研究	行革室
白上	新 84	滞納徴収専門体制の整備 (コールセンター設置)							コールセンターの設置による徴収率向上を図る。(NO77に含む)	税務課
									大口滞納者への対策強化	政策推進課
	85	滞納徴収専門体制の整備	研究	検討					市税·国保料·介護保険料等の横断的な滞納額の把握と一 括納付指導の検討	関係課
			13,729	67,640	80,841	94,040	107,227	363,477		
	<u> </u>		<u></u>			<u> </u>				
	86	住民票等交付手数料		検討					基本: 手数料200円 300円。 受益と負担の観点から今後とも 定期的に見直しの検討を行う。	市民課·支所
	87	その他の各種手数料		検討					現行200円の手数料について、住民票等交付手数料と同様の 見直しを図る。その他の手数料についても、コストを検証しな がら定期的な見直しを行う。	行革室·関係課
受益	88	施設使用料	検討						基準の明確化	行革室·関係課
者	89	各種収入の減免制度の見直し	検討						基準の明確化、負担の公平化	行革室·関係課
の 適	90	保育園保育料		検討					国基準を勘案して、定期的に改定を行う。	子育て支援課
正 な	91	予防接種利用者負担	検討						受益と負担の公平性から検討	健康増進課
負 担	92	各種検診利用者負担	検討						受益と負担の公平性から検討	健康増進課
	93	家庭系ごみ有料化	研究						ごみ減量化の推進を踏まえて、制度の是非について研究	環境衛生課
	94	水洗化率向上による下水道使 用料収入確保		1,020	1,020	1,020	1,020	4,080	公共下水道利用の普及に努め収入の向上を図る。	下水道総務課
	95	公共下水道使用料水準の確保	検討	38,700	111,400	192,100	242,600	584,800	下水道事業の健全化と一般会計基準外繰出金の削減に向けて、適正な使用料収入の確保を図る。	下水道総務課

項目	NO	取組項目			効 身	碧額			取組内容	担当課
坎口	NO	松起境日	H21	H22	H23	H24	H25	計	以 起 [1] 自	ᆲᇒ
受 🛬	96	学校開放等の利用料	検討						光熱水費等実費相当額の徴収	スポーツ振興課
受益者の	97	幼稚園保育料		検討					適正水準の確保	学校教育課
の負担	新 98	土地改良事業等地元分担金の 見直し	検討						受益者の適正な負担による収入の確保を図る。	産業振興課
3—			0	39,720	112,420	193,120	243,620	588,880		
	<u>-</u>	•								
市有	99	不用地等の有効活用							不用地・低未利用地の売却及び貸付	管財用地課
地 の	新 100	公用車その他不用物品の売却							公用車ほか不用物品の公売	管財用地課 関係課
有効	101	市営木造住宅敷地売却							市営住宅改修の財源とする。	建築住宅課
活 用			0	0	0	0	0	0		
そ の m		広告料収入		100	100	100	100	400	公共施設や公共施設循環バス、封筒等印刷物など多様な媒体を利用して広告料の確保を図る。	行革室·関係課
収入の	103	各種イベントにおける協賛金の 募集	検討						スポーツ大会をはじめ各種イベントにおける協賛金収入の確保を図る。	行革室·関係課
追 求	104	退職手当債	14,100	512,800	59,700	470,600	152,500	1,209,700	支出額の平準化を図る。	財政課
			14,100	512,900	59,800	470,700	152,600	1,210,100		
_										
総合	計		177,184	1,013,419	683,807	1,237,684	936,126	4,048,220		